

物の寸尺をとる事と心得べし、弓矢鞭行縢等は、皆おのがたかばかりにて寸尺を定る也、手にて寸の取様あり。○中人々の手の大小によりて、長短同じからず、其人々の身の大小相應の寸尺になるなり。

〔園太曆記錄部〕延慶四年○元年長二月二十五日丁卯御三夜儀、○中兒御衣調進事、

絹寸法者用竹量

〔大内家壁書〕麻布寸尺之事

御分國中所納年貢之麻布寸尺之事、古式に任、よろしく貳丈八尺を以壹端とす。鷹斗を亦うり布之事は、貳丈五尺、或は貳丈六尺各鷹斗、即和銅七年符也、壹端たるべし者、早右之定法之旨を守、豊前國中之、甲乙人等にふれしむべきよし所被仰出也、仍執達如件。

寛正三年十月廿五日

〔續日本紀六元明〕和銅七年二月庚寅制以商布二丈六尺爲段、

○按ズルニ、大内家壁書ハ、段ト端トヲ混ジタリ、但シ此時ノ端ハ、往時ノ段ナルガ故ニテモアルベシ、

〔氏經卿日次記〕一行事官等言上

去年内宮御遷宮神寶御裝束金物等相違之由禰宜等注進無謂間事

一御裝束寸尺の事、背先例大たかばかりをもて、御裝束を禰宜等の中へ取、如所存さしとるなり、先例爲官方古來手尺をもて相共にさし渡、是を請取處、今度非先規といへども、其用意心得餘分いたす間、如申無相違渡者也。○中略

寛正四年四月日

〔氏經卿日次記〕就先度注進行事官等陳狀條々掠申問事